

# 福祉建設経済委員会記録

福祉建設経済委員会  
委員長 田邊 学

- 1 日 時 令和5年2月20日(月) 開会：11時29分 閉会：16時14分  
病院局、福祉保健部、経済部、建設部
- 2 場 所 光市役所大会議室1・2号室
- 3 出席委員 大田 敏司、河村 龍男、小林 隆司、笹井 琢、田中 陽三、田邊 学、  
中村 譲、萬谷 竹彦、森戸 芳史
- 4 事務局職員 市川 恵美
- 5 説明員  
病院局 西村病院局管理部長、田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長、小  
田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長、植本大和総合  
病院事務部次長兼業務課長、川崎病院局経営企画課長、田中光総合病院  
医事課長、佐古光総合病院総務課長、大濱光総合病院経理担当課長  
福祉保健部 松村福祉保健部長、加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長、田中健康  
政策担当次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長、  
岡村福祉総務課長、奥田地域福祉担当課長、安池高齢者支援課地域包  
括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所長、中本介護老人保健  
施設民営化準備室長、温品子ども家庭課長、和久子ども相談担当課長、山  
野井子ども家庭課保育指導担当課長兼学校教育課幼児教育指導担当課  
長、都野健康増進課健康対策担当参与兼新型コロナウイルスワクチン接種  
対策室参与  
経済部 芳岡経済部長、西村経済部次長兼農林水産課長、弥益有害鳥獣対策担当  
課長兼有害鳥獣対策センター長、萬治商工観光課長、坪根公共交通政策  
課長、太田農業委員会事務局長  
建設部 酒向建設部長、松並建設部次長兼都市政策課長、沖本建築担当次長兼建  
築住宅課長、秋友監理課長、山本道路河川課長、山本開発指導担当課長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 市議会モニター

## 1 病院局関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第27号 令和4年度光市病院事業会計補正予算(第2号)

説 明：川崎病院局経営企画課長 ～別紙

### 質 疑

#### ○河村委員

94ページですね、県補助金のところで3億5,400万円だったですか、新型コロナの感染症入院病床の確保というところの内訳といいますか、根拠をちょっとお願いできますか。

#### ○大濱光総合病院総務課経理担当課長

この入院病床確保支援事業費補助金については、新型コロナウイルスの感染症患者等の入院病床の確保に係る経費を県が支援し、新型コロナウイルス感染症患者等に対する医療提供体制を整備するためのものがございます。

次に、根拠といいますか、積算ですが、稼働病床と休床病床という考え方がありまして、光総合病院については、確保病床について、1床当たり5万2,000円、休床病床は、今現在では稼働病床の2倍までなんですけど、同じく5万2,000円で、現在は稼働病床は6床、休床病床は12床ございますので、それを積算したものでございます。

#### ○河村委員

3億3,700万円の根拠として、休床が5万2,000円掛ける何ぼになるわけ、そうすると。どうも、今の稼働病床と休床病床の、どうも理解が難しいんですけど。

#### ○大濱光総合病院総務課経理担当課長

そうですね、基本的には、1床当たり5万2,000円の保障がつくわけなんですけど、それが1日当たりの金額でございます。この補助金の制度自体が3か月ごとに変わっていくものでございますので、単純な計算はできませんが、今現在は、5万2,000円掛ける即応病床として6床、休床病床として12床、合わせて満床にしたら18床について、5万2,000円掛けるその病床掛ける日数ということでございます。

#### ○河村委員

それでは、最大、一番多かったときは何ぼ。

#### ○大濱光総合病院総務課経理担当課長

一番多かったのは6月、7月の時期で、8,587万7,000円が一番多かった金額でございます。

○河村委員

分かった。6月、7月にマックスになったと。その病床の数は何ぼですかと聞いた。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

一番多かった病床の数は、8床でございます。即応病床が8床で、休床病床が16床でございます。

○河村委員

一番多いときで24床あったというええんですね。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

一番多かったときで24床です。

○河村委員

はい、分かりました。

それでは、その下、95ページの燃料費のところ、光総合病院は823万円で大和総合病院は77万円と言われたんですが、都市ガスの値上げ幅はどのくらいだったんですか。

○植本大和総合病院事務部次長

先ほど都市ガスとおっしゃられましたが、大和総合病院は都市ガスではございません。主に重油です。重油が5%上がったとことに伴いまして増額をさせていただくものです。以上です。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

都市ガスについてですが、予算作成時は、1m<sup>2</sup>当たりの単価を110円で見込んでおりましたが、現在は最大140円に変動することを見込んでおります。

○河村委員

「変動することを見込んでおります」じゃなくて、これは契約とか何とかそういうんじゃないんで、一方的に、その値段が上がってしまっているわけ。今回の823万円の補正のうち、何ぼが都市ガスかというのは分かりませんが、何月からの分が値上げになったとか、そういうふうな解釈じゃないんですか。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

今、2月でございます、これからですけど、1月分、2月分、3月分があるわけなんですけど、まず使用料というのは、お示しのとおり定額制でなくて、電気代、原料価格の変動によって変わっていくものでございまして、この3か月分が当初、年間4,100万円で見込んでいたものが、4,350万円に変更する予定でございます。

○河村委員

分かったとしか言いようありませんが、通常、家庭の場合は、何月からここが上がりますよと、こういう感じで整理をされておりますから、病院のように大量に消費をされるのであれば、当然、そういったことは、打合せ等がなされるものだと理解をしておりますので、その辺りのところはしっかり整理をしてください。

それから、最後の修繕費、保険金でということで、2,563万円の収入があるんですが、今回の部品交換は1,630万円で900万円ぐらいの差額があるんですが、何か後々、まだ変更があるという解釈なんですか。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

これからまた何かあるかということではございません。1,630万円が全て新品交換、1つの部品交換に申請して、保険金が充てられ、これが全てでございます。以上です。

○河村委員

とすると、この差額の900万円は何のお金。保険で何か事故があったときには、余分にもらえる仕組みになっちゃうわけ。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

もともと修繕費が2,170万円でございます、それにその1,630万円を足したものが修繕費になります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

申し訳ございません。訂正いたします。最初に予算として修繕費900万円程度ございましたが、それに今回、1,630万円を加えて、合わせて2,500万円程度修繕にかかったということでございます。

○河村委員

何回も言いますが、だから900万円ちゅうのは何の修繕に使いましたか。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

この900万円については、今回のCT装置の管球交換等に使いました。

○河村委員

総額で、今回CTの部品交換等の修繕に2,563万円かかったんでしょう。今回、1,630

万円で部品の交換をしたと。じゃあないの。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

今回の管球等の交換に、総額で2,563万円程度かかりますことから、予算では900万円程度しかなかったなので、その差額を今回の補正で上げさせていただいたものでございます。

以上です。

○河村委員

当初は、この保険が下りるといふ見込みじゃなくて、修繕の予算の分だと。で、今回は、その保険が下りたから、それで精算をしたと、こういう解釈でええの。

○大濱光総合病院総務課経理担当課長

そういう解釈で結構です。

○河村委員

はい、分かりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 2 福祉保健部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第23号 令和4年度光市一般会計補正予算（第9号）〔所管分〕

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

36ページの生活保護の扶助事業について、減少傾向にあるということだったんですが、当初はどのぐらいを見込んでいて、どのぐらいの数になったのかと、減少傾向にあるという理由、その辺はどういうものを捉えておられるのかをお願いします。

○岡村福祉総務課長

生活扶助費につきましては、令和4年度の当初予算では、令和3年度の実績、月平均299世帯、363人を見込んでおりましたが、令和4年1月までの月平均279世帯、342人、

20世帯、21名の減少により実績が減少するものと見込んでおります。

この減少につきましては、はっきりとは申し上げられませんが、高齢者世帯が多く、死亡による廃止が今年度は多かったことが主な要因であると分析しております。  
以上です。

○小林委員

1点だけ質問をさせていただきます。34ページの保育特別支援事業のうち、病児保育事業他市町負担金のほうで、当初の見込みが216で、他市町への負担金の実績については372という御報告があったんですけど、この増えた要因、関係というのはどういうものか教えていただきたいと思っております。

○温品子ども家庭課長

病児保育、他市町負担金が増額した原因でございますが、先ほど説明したように、市内の施設が休止していることから、選択肢として市外の施設を利用するといったところが一番大きいかと思っております。  
以上でございます。

○小林委員

はい、理解しました。やはり、コロナというところもあって、光市内の病児保育の事業が休止され、他市町で受けるような状況でございますので、ぜひ今後の対応について御検討をよろしくお願いいたします。  
以上です。

○田中委員

同じく34ページの保育特別支援事業の中の副食費等物価高騰緊急対策支援事業費補助金で、500万円ぐらいの減額がかかっているんですけど、減額の理由について教えていただけたらと思っております。

○温品子ども家庭課長

副食費等物価高騰緊急対策支援費事業費補助金、505万9,000円の減額は、私立保育園の対象のほうで、当初、主食費、御飯代が1人当たり600円を上限として見込んでおりました、実績が111円でした。一方、副食費、おかず代が900円を上限と見込んでおりました、1人実績534円となっております。これは、私立ということなので、園の中の予算の中で工夫されて、現在、上昇見込額を補助として申請されているものと考えております。  
以上でございます。

○田中委員

今、私立のほうのお話ししましたが、公立も含めて、これは補助金なんですけど、

お金があるのであれば、給食にデザート1品つけて、子どもたちを笑顔にとかいうような考え方も生まれると思うんですけど、これ事実上、認められていないというか、最低限しないといけないというものなんでしょうか。

○温品子ども家庭課長

先ほど申したように、現状、上限額が1人600円、900円で、令和3年度と令和4年度の上昇分を支給するというものでございますが、保護者からの給食費が財源となって給食を提供しております、要は、保護者からの提供によって、給食材料費を確保しておりますので、それがなくなってしまうと、そもそも給食が支給できないというような形になります。

○田中委員

だから、今回これがあればチャンスだったかなという捉え方を私はしていたんですけど。

もうちょっとお聞きしたいのが、給食費の考え方についてなんですけど、今あったとおり、保護者からの負担金を頂いて運営しているというお話で、補助金の精算みたいな感じになっているんですけど、公立も含めて各園、年度末に給食費の精算はして、例えば、余っていたら保護者に返すとかというようなサイクルは生まれているんですか。

○温品子ども家庭課長

委員から御案内があったとおり、基本的に給食費は園の予算の中で処理されますので、基本的には年度で各園が給食の計画を立てて、その保育料の費用で賄って、最後、もちろん減額すれば、最終的にお返しするというのが原則だろうと考えております。以上でございます。

○田中委員

仕組みとして理解しました。ありがとうございます。

それともう1点、32ページの乳幼児医療費助成事業で、利用が見込みより少ないということで、乳幼児医療費と子ども医療費、それぞれ減額されているんですけど、見込みよりも少なかった理由を、もう少し詳しく教えていただけたらという部分と、子ども医療費については拡充をされたと思うので、その辺どうだったかというところを教えていただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

乳幼児医療費助成事業の、まず乳幼児医療費でございますが、当初、県補助対象者を1,500人程度と見込んでおりましたが1,301人の実績見込みとなっております。それから、1段下の子ども医療費につきましては、当初、受診件数を6万6,928件と見込んでいたのを、実績として4万4,619件となっているところでございます。

見込みより減少した理由というところですが、正式に何か分析したわけではありませんが、やはりまだ長引くコロナ禍の受診控えというのが多分にあるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

受診控えということですが、利用されなければ、みんなそれだけ健康にやっているということだから、いいことだなと思います。ただ、この減額補正ということで、当初予算のときには、やはりこれだけの件数があるという覚悟で、少ない予算の中で上げられていたんだと思うんです。基本的な考え方としてお聞きしたいんですけど、予算にこれだけ減額がかからない予算を見込んでいたというのは、やはり子育て支援として、金額も含めて、しっかりそういった環境を整えたいという覚悟でこの予算を立てたという理解をさせていただいていいですか。

○温品子ども家庭課長

今、委員から言われたとおりでございまして、子ども医療費につきましては、本会議等でも御説明しておりますとおり、子育ての医療分野セーフティーネットという意味合いがありますので、しっかりその辺は確保できるようにということで、予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

それで、これだけ今回減額しましたが、このまま基本的な考え方は変わらないという理解でいいですか。

○温品子ども家庭課長

変わりません。

○田中委員

ありがとうございます。

○河村委員

10ページの老人福祉施設の入所者自己負担金の減額があったんですが、250万円、これは歳出のほうの減額は、どこかにあるの。

○加川福祉保健部次長

歳出のほうでございまして、30ページの2段目の上から2番目、老人施設福祉事業の2番目、老人ホーム入所措置費、こちらが関連をしております。

以上です。



○河村委員

分かりました。

28ページの、先ほど社協の常務理事と嘱託職員というふうに言われたんで、2人分の人件費というふうに解釈をするのか、1人でと解釈をするのか。それから、今、市のほうで、人件費補助で何人分出ているんですかね。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

社会福祉協議会への補助金330万円でございますけれども、この金額につきましては、常務理事及び産休育休等の代替職員に係る人件費でございます。

それから、人件費に係る補助金の対象に係る人数といたしましては、13人でございます。

以上でございます。

○河村委員

13人の、要は仕事が決まっているところにお金を出しているという解釈なんですか。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

補助金に係る人件費、13人分と申しあげましたけれども、こちらにつきましても、正職員、嘱託職員、非常勤の方がいらっしゃいまして、それぞれ地域福祉に関わるそれぞれの分担の中でお仕事をしていらっしゃるというように理解しています。

以上でございます。

○河村委員

今、50人からの社協の職員がおるわけね。そのうちの正職員が7人だったかな、その中で、13人ほどは市の、要は派遣に該当すると。じゃあ、それ以外の公的な職務に就いておられる方と、民間事業というのは介護保険ですね。これに就いておられる方、どういう区別があるんですか。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

補助金に係る人件費の対象の方につきましては、社会福祉協議会の地域福祉に係る運営と企画を担っておられる方でございます。それ以外の市委託事業に携わる方も何人かいらっしゃると思っております。それ以外の方につきましては、在宅福祉の関係、地域包括支援センター、そういう方たちで構成されているものというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

また来年度の予算がありますから、そのときに詳しく聞きたいと思えます。

それから、30ページ、高齢者就労事業が39人から35人だという話でしたが、先般、源泉漏れというような話があったんですが、要は、課税対象かどうかという見込みじゃなくて、一律というお話であったのか。その徴収ですね、税の徴収とか、それから支払いとかというのはどういうふうにやっておられるんですか。

○加川福祉保健部次長

源泉徴収につきましては、一律でございました。それから、源泉に係る徴収につきましては、まず対象者を集めて説明会もさせていただきましたし、多くの方は、そこで納付の形をとっていただきました。何人かの残る方、いらっしゃいますけども、その方につきましては、個別に当たりながら、現在、収納に努めているところです。

それから、これから先の源泉につきましては、申出書を出していただきまして、それに基づいて対応するということになります。

以上です。

○河村委員

要は、源泉で集めたお金を、どうやって納付するんかという話やろう。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○加川福祉保健部次長

これから先の源泉徴収についてでございますけども、税務署に届出をすることによって、徴収しないことができるというものでございます。

○河村委員

徴収しない、あなた今、最初は徴収すると言ったよね。

○加川福祉保健部次長

最初に徴収すると申し上げましたのは、過去に遡って徴収を求められたものについての徴収ということです。

○河村委員

過去に遡って徴収をすると。今ある源泉徴収はしない届出をして、徴収はしないということでもいいんですね。

○加川福祉保健部次長

そのとおりでございます。

○河村委員

最初からそういうふうにしときゃよかったのにね。

それから、34ページ、先ほど病児保育事業で市内のそういった預けたい子どもを、市外のそういった施設に連れて行くという話だったんですが、例えば、徳山中央病院とか、そういった特定のところなのか、どういう持っていき方をするんですか。

○温品子ども家庭課長

こちらの施設の負担金のところについては、利用者が、例えば、下松市、周南市にある県が取りまとめております病児保育施設を利用したときに、それに関する費用をお支払いすると、そういう負担金でございます。

以上でございます。

○河村委員

いや、だから、子どもをそういうところへ預けるわけでしょう。その預けるというのはね、市内じゃ預けられんけれども、市外に持って行って預けるわけでしょう。だから、それが勤務先がたまたま近くにあるとか、何かそういった原因があるから移動ができるわけで。150人以上の人が、市外に移動しているわけですよ。それはどうやって移動しよるんですか。

○温品子ども家庭課長

利用者の方は車とかバス、交通手段は分かりませんが、病院、この施設のほうに直接行かれております。

○松村福祉保健部長

まず、病児保育の事業の概要から、少しお話しさせていただきますと、これは国の補助事業でありまして、主には、小児科の医療機関など、そういったところが子どもを預かるための施設と人員を確保して、それぞれの市町と、委託契約をしまして実施いたします。光市内には1事業所ですけれども、周南市には4か所、ほかの市町にも市町と委託した病児保育施設がございます。

これは県内全てで相互利用、市外の施設も利用できるということになっておりますので、例えば、光市から周南市にお勤めの方であれば、周南市の施設を御利用いただく、勤務に行かれるときに預けていただいて、帰るときに連れて帰っていただくというような仕組みとなっております。

そういった中で、先ほど申しました150名の方が市外を利用されているということと、もともと市内で、例えば、おじいちゃんおばあちゃんが近居のような場合にも、病児保育施設を利用できますから、途中で急変したりして、なかなか自分が抜けることが難しいというようなときには、市内から市外にお勤めの方でも市内の施設を利用して、緊急のときにはおじいちゃんおばあちゃんに迎えに行ってもらおうというような利用をされていた方があったかもしれませんが、今、市内の施設が利用できないということですので、そういった場合にも市外を利用されているというような状況のところでございます。

○河村委員

だから、原因は何かと。今言われたように、周南市のほうへ預けたというのは分かるんですけど、その預けた理由は、最後、受け取りができるわけでしょうから、そうしたら、どこでもここでも預けられるものじゃないんでね、その辺りの分析がどうだったかというのを聞いたかっただけなんです。分かりました。

それから、36ページ、生活保護の公用自動車購入費の減について、ちょっと詳しくお話しいただけますか。

○岡村福祉総務課長

公用自動車の購入費の減ですが、これは、現在使用中の公用車が老朽化したため購入しようとしておりました。しかしながら、実際購入に当たっての予定価格の設定に、改めて費用の積算を行ったところ、昨今の車両価格の高騰で、予算内での執行が困難な状況であることが判明しましたことから、再度、購入について検討をし、本年度内は車両の整備を適切に行うことで現状の車両の使用が可能と判断しまして、本年度については、購入を見送ったところでございます。

○河村委員

前期じゃったかね、中古自動車を買うたよね。通常なら、中古自動車の査定は結構難しいんで、そういう買い方をせんのじゃけど、時によっちゃ、中古自動車を買うたわけ。そうなりゃ、新車を買わんで、中古車を買えばええじゃん。

○岡村福祉総務課長

御指摘いただいたとおり、前年度は、急ぎよでしたので、中古自動車を購入させていただきました。今年度につきましては、委員会でも御指摘いただきましたように、車両の整備等長期的に活用する必要もあると考えて中古車の購入をしなかったということになります。

以上になります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○加川福祉保健部次長

先ほど、高就労の源泉の関係で、今対象者がゼロと申しましたけども、1人ほどほかの収入と合わせて源泉徴収の対象者がいらっしゃいますので、その方については徴収をしておるということでございます。

○河村委員

それじゃったら、その人の源泉徴収をしたお金はどうしよるかね。預かっちゃうかね。

○加川福祉保健部次長

預かっております。歳計外の会計に入れまして、ほかのものと合わせてお支払いをするという形でございます。

○河村委員

ほかのものと合わせてとはどういうこと。高就労の人件費で、源泉とか預かり金は、ほかにもまだあって、そのお金について、別に支払いをしよるちゅうこと。

○加川福祉保健部次長

源泉徴収をお預かりしたものは、ほかの、例えば職員の源泉徴収とかもありますので、その辺りも合わせてという意味です。

○河村委員

いや、そこの職員という、その感覚が理解できんじゃけど。何の職員。嘱託職員の人。一般の職員は、全く違うわね。またにしよう。

○大田委員

よく分かんので教えてほしいんですがね、34ページの特定教育保育施設運営事業の中の上から3番目の施設型給付費で2,504万円ちゅう返納金が出ちよるんですが、これちよっと説明をお願いしたいんですが。

○温品子ども家庭課長

施設型給付費でございますけど、これは簡単に申し上げれば、幼稚園に対する保育費でございますして、当初、保育園の延べ人数を2,934人と見込んでいたところを、実績見込み2,707人となったという減額でございます。以上でございます。

○大田委員

施設型給付費の人数割ちゅうことになるんですか、これ。

○温品子ども家庭課長

これにつきましては、1人当たりの法定価格を積み上げたもので算定するものでございます。1人当たりの給付費を積み上げたものでございます。以上でございます。

○大田委員

施設型給付費と書いてあるからね、施設の何かあれかなと思ったんですよ。ああ、そうなの。その下の施設型保育給付費、これも地域、これも人数分でそうなったから減

額したということですか。

○温品子ども家庭課長

こちらの地域型につきましては、当初予算を計上しておりましたけど、現在、該当する施設がございませんので、このたび減額するというものでございます。  
以上でございます。

○大田委員

これは施設に対する給付費なの。

○温品子ども家庭課長

こちらも考え方は一緒でございます。1人当たりの価格を積み上げて、園に支払いをするというものでございます。  
以上でございます。

○大田委員

だから、これは地域外の補助給付で、その地域に対する施設の中に、施設がなかったから360万円を減額したという解釈になるわけですか。

○温品子ども家庭課長

該当する利用者がいなかったために、264万円の減額をしたというものでございます。

○大田委員

そこは承知したところで、これは教諭の補助金のあれをやめられたから360万4,000円を減額されたようにお聞きしちよるんですが、これはもう完全にやめられたんですか。

○温品子ども家庭課長

こちらの補助金については、対象期間が4月から9月までのものでございまして、10月以降は、先ほど申し上げた保育園なり幼稚園の1人当たりの給付費の中に入れて、10月から支払うことになっていきますので、こちらについては、額の確定による補正というものでございます。  
以上でございます。

○大田委員

それは、その教諭ちゅうのは、そのままずっと雇用されているということになるんですか。

○温品子ども家庭課長

職員については、引き続き雇用されるものでございます。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第25号 令和4年度光市介護保険特別会計補正予算（第3号）

説 明：加川福祉保健部次長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○河村委員

73ページの上段、ケーブル配線設置工事について、ちょっと説明をしてください。

○安池地域包括支援担当課長

ケーブル配線工事ですが、地域包括支援センターである委託センターと基幹型センターの情報共有を図る地域包括ケアシステムというシステムを使うための配線工事となります。

その配線をつなぐために、3月には、その配線工事をしなければならないとなっておりますので、補正で上げさせてもらっています。

○河村委員

これ75ページの地域包括支援センターの通信運搬費のところとリンクしておるという解釈なの。

○安池地域包括支援担当課長

3月利用から回線のほうは使用料がかかりますので、こちらも一緒に上げております。以上です。

○河村委員

それでは、75ページの今の地域包括支援センターの運営事業費、今、社協ともう一つのほうで、地域包括支援センターをお願いしておるわけですが、当初の契約年数がありましたよね。契約内容について、ちょっと熟知していないんですが、勝手にやめていいわけ。地域ちゅうか、市のほうのいろんな人の情報を全部共有しているところが、契約が終わる前に、いや、もうこれやめますと。どうもその辺の理解ができないんですが、どういう契約で、今回どういうふうになったのかというのを詳しく聞かせてください。

○加川福祉保健部次長

契約の内容についてでございますけども、準備期間を含めて、令和2年の12月21日から令和7年3月31日までの契約としております。

実質的には、令和3年4月1日からの4年間、この業務をやっていただくことになるわけでございますが、契約の解除という条項を定めており、その解除の条項には、一方の申出により解除ができるというような定めはしておりません。

こうした中ではございますが、受託者において、実質2年間、業務をやっておられますが、現状、今の委託金額では、この契約に定めた業務を適正に実施することが難しいというお話があったことから、市民への影響等も考えまして、契約に定めております疑義の解決というところがございますので、疑義が生じたときには、甲乙協議の上、解決するということに基づきまして、何度か話をさせていただきまして、それでも、やはりなかなか難しいということでございましたので、このたび契約を解除ということに至っております。

なお、秘密の保持につきましては、こちらについても契約に定めております。こちらについては、当然、第三者に漏らしてはいけない、契約終了後もその効力を有するということを定めております。

以上でございます。

○河村委員

契約の内容については、ある程度理解できましたが、やめるという行為の中で、一体、どういった情報を扱っていたのか、今まで。要は、介護の等級、要支援、そのほかにもいろいろあるかと思うんですが、ある意味で言えば、介護保険事業の全ての情報を皆持っていたんじゃないんですか。

○安池地域包括支援担当課長

西部圏域の地域の方で介護認定を受けられている方の介護度は分かります。それから、こちらで相談対応をした方の家族構成とか、そういったものが分かるようになっていきます。

○河村委員

いや、ほかに何か情報があるんかいね。家族構成まで分かってということは、それは所得とかそういったものにまで通じてないんですか。

○安池地域包括支援担当課長

所得のほうは、こちらのシステム上は、つながっていないので、把握はできておりません。

以上です。



○河村委員

いろんな西部地域の施設、たくさんありますよね。そういったところの入居者についての同じような、要は、介護度であるとか家族構成であるとか、そういったものが皆把握していると。本来なら、公的団体、社協とか、あるいは市であるとか、そういったところがやるのが望ましかったんじゃないんですか。

○安池地域包括支援担当課長

一応、公的な団体もですけど、そういった民間の社会福祉法人にも委託することができるとうたわれておりますので、特に問題はないと考えております。  
以上です。

○河村委員

恐らく、法的にそれは特に問題はないから、それができたわけですけど、今回、単に費用が合わないから返しますということが適切なのかという話ですよ。いろんな情報を把握できたから、もう仕事はええと、そういうふうに言われたようにしか受け取れん。そういった意味合いでは、契約するときには、もうちょっと厳密な、罰則規定を設けた契約をしっかりと結んでいただくことが必要だと思いますので、今後については十分気をつけてね。  
以上です。

○田中委員

その75ページの続きの部分で、私も気になることがあるのでお聞きできたらと思います。今、民間に委託していたのが直営になるということだったんですけど、実際どれくらい市の負担が増えるのか、ここには人件費等も出ていないと思うんですけど、実際、どれくらい市の負担が増えるのかというところと、業務的に業務内容が変わらないサービスだとは思いますが、ここを確認させていただきたいと思います。

○加川福祉保健部次長

今回の準備に係る人件費を除く経費については、先ほど申し上げた191万9,000円になります。人件費につきまして、算定が難しいところがございますが、新年度予算において、直営に基づいた形での計上をしておりますが、委託事業よりは金額は下がっております。詳細については、また新年度予算の中でお示しをしたいと思います。

○田中委員

ちょっと下がると聞いて意外だったんですけど、市の負担が増えるのに民間に出すということが正しい選択だったのかというようなものになるんですけど。ちょっと答えますか。

○加川福祉保健部次長

すみません、下がりますと申しましたけども、人件費のところ、新年度におきましては、当面、会計年度任用職員を充てるという形をとっておりますので、正規職員に比べては、その分が落ちているというようなことが要因にはあろうかと思えます。

○田中委員

正規職員というか、民間に出して、トータルの金額の積算としてやった場合に、当初ですよ、それは民間のほうにメリットがあるからということで出すという選択じゃないと、ちょっと納得行かない部分があるんですけど。また、どこかのときに質問します。

それともう一つ気になるのが、西部の憩いの家でやるということだったんですが、これここでやること自体、西部憩いの家は条例等があると思うんですよ。ここは問題ないんですか。

○加川福祉保健部次長

西部憩いの家ですけども、目的が当然ございまして、高齢者の休養及び交流の場を提供し、もって高齢者の福祉の増進を図るとございます。このたびの地域包括支援センターの使用というところで考えますと、高齢者の休養及び交流の場の提供というところには、はまらないと思えますので、これは行政財産の目的外使用により対応をしようとするものでございます。

目的外使用につきましては、行政財産の用途や目的を妨げない範囲においてできるということで、地方自治法であるとか、光市の財務規則でも掲げておりますけども、地方公共団体が公共の用に供する場合はできるということでございますので、そういった規定に基づいて、支障ないということで使用しようとするものでございます。

○田中委員

分かりました。まだ、利用の60歳以上という部分でちょっと引っかかるので、目的外使用ということで理解するんですけど、であるならば、西部憩いの家、今、指定管理者で運営していると思うんですけど、その指定管理のところから外れるようになると思うので、この部分の調整も必要になってくると思えます。今後も含めて、整理をしていただけたらと思えますのでよろしくお願いします。

○森戸委員

今の関連なんですけど、指定管理ですから、指定管理者の委託料、その使用分の減額等はあるんですか。

○加川福祉保健部次長

新年度予算の中へ光熱水費も一部負担をするように計上しておりますのでございます。

○大田委員

4年契約の中で2年って、どういう部分が要するに合わなかったのかとかいうのが出てくると思うんですけどね。どういう仕事をするからどういうものでどの部分が合わなかった、それとも全部合わないからもうやめるとか、金額が全く足りないとかいろいろあると思うので、そここのところを教えてもらいたいんですが。

○加川福祉保健部次長

当初予定と比べまして、やはり今業務が増加したことにより、予算、現在の体制の中で契約に定める条文を適切に行うことが困難となったということで話は聞いております。

○大田委員

民間に一応委託契約するよりも直営でやったら安くできるというふうに、今答弁があったんですが、それよりも、直営でやったら初めから安くできたという考えにならなかったんですか。外部委託した、高いのでできないから戻すと。今聞いたら、予算では、委託よりも安くなるというふうな答弁だったんですが、随分矛盾しているように思うんですがね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○加川福祉保健部次長

そもそも直営でやればというお話であったと思うんですけども、当然、通常であれば、正規職員を配置してやるのを前提で話を進めていくようになろうかと思えます。今回につきましては、急遽の話でございましたので、職員の確保、配置がなかなか難しいだろうということで会計年度任用職員を充てるということで予算を上げております。これに基づいた結果、少なくなるという事で、仮にこれ正規職員をきちんと6人を配置すれば、その人件費などの部分は委託よりは多くかかるというものになっておったところでございます。

○大田委員

いろいろ答弁もあるものだと思うんです。当然、民間に委託して民間活力を活用すると、市の負担が軽くなるという名目でいつも出されるわけですよ。民間に出されるときには。それが、このたびは急にやるから会計年度職員を使うから来年度の予算は安くなると、そういう答弁を今度からしないようにね。当然、民間に出されるときには、そういうふうな理由で、いつもそういう理由で出されるんですよ。ほんなら、会計年度職員使うから安くなると、そういう答弁を今後なさないように、しっかりとした対応をしてください。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

### 3 経済部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第23号 令和4年度光市一般会計補正予算（第9号）〔所管分〕

説 明：西村経済部次長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○河村委員

まだ分からないところがたくさんあるんですが、18ページの下段のところの耕地災害復旧事業債が350万円減額になっているんですが、歳出のほうでは、どこにあるんですかね。

##### ○西村経済部次長

補正予算書51、52ページに、第11款災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、現年度耕地災害復旧費として、市単独事業及び国庫補助事業の2事業を計上していますが、これらの起債になります。

##### ○河村委員

耕地災害復旧事業債が350万円減額になって市単独事業が減ったということ、国庫補助事業とは別じゃろう。

##### ○西村経済部次長

補助事業として当初は工事費、予算額300万円の35%の90%となる起債額90万円を計上しておりました。今回、その対象となる工事費が372万4,000円になりまして、補助率が92.1%となりましたので、100%から92.1%引いたものに90%を掛けて、起債額70万円になっております。それと、次は単独分になりますが、当初、起債が65%対象になるということで590万円の65%となる370万円を考えておりましたが、今回の補正では、起債の対象が107万9,000円ということで、65%となる70万円になっております。差し引き300万円の減額となっております。以上の事から、70万円不足300万円で370万円となるのですが、災害復旧が施越分として、令和3年度に当たる補助金も3年間に分割して入ってくるため、それに対応する起債が20万円ありますので、その部分を差し引き、今回の減額が350万円となっております。  
以上でございます。

##### ○河村委員

ちょっと分かりやすいような図を整理をしていただくとか、そういった、ぜひ工夫をしていただきたいと思います。

それから、40ページ。農業委員会のタブレットなんですけど、これほどにかく安くついたということなんですけど、子どもたちが持っているような通信機能つきなんですけど、それともWi-Fiで使うやつとか。

○太田農業委員会事務局長

このタブレット端末は田畑など屋外で確認作業をすることが多いので、屋外で通信できるものを使用しております。

以上でございます。

○河村委員

その費用に当たっての利用料とか、そういった何か細かい詰めのようなものができているんですか。

○太田農業委員会事務局長

タブレット導入に係る通信費は、全国農業会議所が一括して通信事業者と交渉した結果、その単価が大幅に下がったことから、このたびの減額補正となりました。

以上でございます。

○河村委員

それは定額制ということなんですけど、ついでにみんな話をしたらええと思うんじやが。どういう理由か。

○太田農業委員会事務局長

通信費は、月割になっており、当初、1台当たり何千円かを計上しておりましたが、全国農業会議所が通信事業者と交渉した結果、今年度は1台当たり1,200円程度の通信費となっております。

また、年度当初12か月分の予算を計上しておりましたが、タブレットの納品時期もあり、7か月分の通信費となったため、その差額を減額するものです。

以上でございます。

○河村委員

取扱説明の講習とか、そういった類いのものは実施されたんですか。

○太田農業委員会事務局長

タブレットの講習等は、全国農業会議所から山口県農業会議所を通じて、私どもの農業委員会に取扱いの説明があり、また、取扱いの動画なども作成をされております。

そうしたものを活用して、順次、光市農業委員にも、私どもから説明と研修を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

それじゃ、今後については、まあ会議をやったりする際の招集とか、そういった類いのものについても、郵便ではなくてタブレットでやるという理解でいいですか。

○太田農業委員会事務局長

タブレットは、農業委員と推進委員の全員分の数がございませんので、今後も農業委員会総会等の御案内等は、従前と同じように郵便でやりとりしたいと考えております。以上でございます。

○河村委員

42ページの上段から3段目、海岸松林の保全事業委託料、これはどういったことをやってこられたんですかね。

○西村経済部次長

海岸松林の保全事業は、虹ヶ浜、室積海岸、また浅江虹ヶ浜海岸松林の下刈り等を行うものと、クロマツの植栽整備を図るため、クロマツの苗を育てるもの、そして、危険木、支障木に対する対応を行っております。以上でございます。

○河村委員

海岸松林の室積、虹ヶ浜の下刈りとは、どんなことをやっておられますか。

○西村経済部次長

海岸松林の中に生えた草のほか、例えば、松以外の木などが自生したものの伐採など、これらが小さい段階で処理していく作業を行っております。以上でございます。

○河村委員

要は、減額補正になっておりますので、海岸松林の中で、今は松葉がものすごい量があるんですね。私も虹ヶ浜、1回、撤収作業に行きましたが、とても人がたくさんでやっても終わらない。この間、新開を見に行ったんですが、ものすごい松葉が落ちておるんですが、そういった撤去作業については全く別なんですか。下刈りしただけ。

○西村経済部次長

松葉の回収は、下刈りを行った際の草を収集する範囲内で一緒に入ってくるものがございますが、松葉の収集としては実施しておりません。以上でございます。

○河村委員

150万円もお金を残すぐらいなら、そういった作業をやると喜ばれるんじゃないかね。

○西村経済部次長

松葉は松の栄養源にもなりうるとされていることから、松の保全管理という視点で考えると、下刈りを主体に継続実施しているところです。

以上でございます。

○河村委員

松葉が松の栄養源になるっちゅうのを初めて聞いたんだけど、ということは、今後一切、松葉にとっては、例えば地元の人が自分たちで集めて処理したりしても迷惑な話なわけね。

○西村経済部次長

その量がどの程度あれば良いかは、計り知れないところがございますので、松葉については、下刈りの範囲でできるものを市が年に1度収集し、そのほかについてはボランティア活動等に対する支援を行うことを検討するなど、市民の方が満足される段階まで近づけるように努力したいと思っています。

以上でございます。

○河村委員

夏場にも、そういったものを残すと、はだしで歩く際にも痛いわけ。そういったことを含めて、自分たちで、今の松林の維持管理について、どこまでやろうかという整理をしていただいたらなと。

それから、危険木の撤去なんですけど、結構目立つようなところで、車道にはみ出ているかどうか分からないようなところでも、松の撤去作業というのが実施をされておりますが、それはきちんと環境省とか、そういったところの届出もやった上で整備をされているということでしょうか。

○西村経済部次長

個々の問題はあると思いますが、虹ヶ浜の沿線であれば、市道がありますので、県等に確認をとった上で、必要最低限の松を除去するなど対応を行っております。

以上でございます。

○河村委員

防風林が県だったかね。国立公園の中でのそういった撤去については、環境省とかそういったところの手続きをやっておられると、そういう解釈なのか、そこまで答えてください。

○西村経済部次長

支障になる松の枝などをカットしたりする行為は、市道の建築限界に係るもの、枯れたものなどに限定して対応しています。それらが、虹ヶ浜であれば、松の所有者、管理者は県になりますので、県と市道の道路管理者とで調整を図りながら、必要な対応をしています。環境省等に確認をとることは行っていません。  
以上です。

○河村委員

松の枝というのは、例えば5cm以下とか、木というのは10cmとか、何かそういう定義はあるの。

○西村経済部次長

定義とは言えませんが、まず本体から枝分かれして伸びているのは枝と思っていますので、それらが歩道や車道に出ているものをカットしていくようになると考えています。  
以上でございます。

○河村委員

じゃあ、その定義がなければ、枝というのは20cmであっても枝は枝のわけね。

○西村経済部次長

太さに関わらず、例えば、市道の通行に邪魔になれば、安全が確保できないという観点でカットする場合もあると思います。  
以上でございます。

○河村委員

もうずいぶん前ですが、虹森線のところで、桜の木に貨物車が当たったというんで、大分お金を取られたんだけど。要は、通常植わっている木、そういったものに邪魔になるというのはどうかという問題もあるんですね。以前の桜のときも、随分、賠償金取られましたが、植わっているものに車が勝手に来て当たったはずなんじゃけど、そういうふうな最終的な結果になってしまったんですが、その辺りの整理もしっかりつけといていただくようお願いをしておきます。  
以上です。

○大田委員

14ページの離島航路の補助金で446万9,000円戻しておられるんですけどね、ちょっと私はよう計算できないんで教えてほしいんですが。

○坪根公共交通政策課長



こんにちは。歳入の県補助金、離島航路補助金の減額は、まず、歳出、44ページの離島航路運行助成事業において、市から牛島海運への補助金が528万9,000円減額となっております。これは牛島海運へ直接支給される国庫補助金が528万9,000円増額となりましたので、市の補助金が同額528万9,000円減りました。これを踏まえ、市の補助金の財源である県補助金が減額になったものです。県が10分の10補助する仕組みになっておりませんので、446万9,000円の減額となったものです。  
以上でございます。

○大田委員

10分の10の補助じゃないの。

○坪根公共交通政策課長

10分の10の補助ではございません。県の予算の範囲の中で市に対して補助されております。

以上です。

○大田委員

残りは国に出してもらわないの。

○坪根公共交通政策課長

残りの部分は市の負担になります。

○大田委員

それをどこで見ればいいのか。

○坪根公共交通政策課長

歳出で市の補助金が528万9,000円減額、歳入で県補助金が446万9,000円減額となっておりますので、その差額の82万円ほど市の実質的負担が減ったと御理解いただけたらと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

4 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第23号 令和4年度光市一般会計補正予算（第9号）〔所管分〕

説 明：山本道路河川課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

48ページの市営住宅の移転補償費なんですが、実績の見込みでマイナスということは、この分に関しては移転が行えなかったということだろうと思うんですが、具体的には、どこの市営住宅になるんですかね。

○沖本建設部建設担当次長

市営住宅の移転補償費につきましては、当初予算では13件の移転を見込んでおりましたが、実際には8件となっております。

内訳につきましては、西ノ浜住宅は5件見込みに対しまして3件となったもので、2件の移転がかなわなかったものです。東領家住宅は3件の見込みに対しまして2件の移転となったもので、1件の移転がかなわなかったものなどになります。

○森戸委員

分かりました。今後については、どういう形で動いていくんですかね。

○沖本建設部建設担当次長

残った入居者につきましては、どこの住宅に行きたいかという希望を聞いておりました、その住宅が空くのを待っているという方もいらっしゃいます。反対という方は、今のところはいらっしゃいません。

以上です。

○森戸委員

了解しました。

それと、91ページの県の光井島田の負担金を落としたところなんですが、これについては、今回、工事費が1,500万円程度上がっていたわけですが、県のほうですね、これを実施をしなかった理由については、何か聞いておられますかね。

○秋友監理課長

令和4年度の県営事業関係についてですが、市の予算編成時と県の予算編成時が、同時期であることから、県事業の金額を反映させることがこんなであったことが大きな原因かと考えております。

○森戸委員

ちょっとよく分からないんですけど、結果として何か動いたんですかね、ここは。

○秋友監理課長

光井島田線について、当初の計画では500万円の事業費を計上させていただいておりました。その後、県事業の調査の中で1,000万円を増額して1,500万円の工事を行ったことから、当初の計画は10m程度の土工でありましたが、35mの土工を実施したと確認しています。

○森戸委員

また詳しく聞きたいとは思いますが、こんな感じで、少しは進むんですけど、県の様々な理由もあろうかとは思いますが、私が議員になってから、ほとんど進んでいない、35mでも進んだほうで、それはそれでいいことなんですけど、あと700mぐらいは残っていると思いますので、毎年こんな感じで行われていますので、ぜひ引き続き要望をしていただけたらと思います。

ここは災害等も含めて、代替道路になりますので、貫通をさせるということは市内の交通渋滞を緩和させることにもつながりますので、ぜひ完成に向けて、強い要望を上げていただきたいと思います。

以上です。

○田中委員

委員会所管の関係と予算書の関係で、聞き方としてどうなのかなと自分も思っているんですけど、教えていただきたいと思います。

46ページの下水道事業会計繰出ということで、今回、2億387万9,000円という額になっているんですけど、各所管、配分方式で厳しい中で予算を出して、決算を迎えているわけなんですけど、この2億円がマイナスになるということに対して、どういった理由なのかと、またどのように受け止められているのか聞かせていただけたらと思います。

○松並建設部次長

こんにちは。下水道事業会計の繰出金の減額について御質問でございます。午前中の本会議でも、政策企画部長が下水道事業会計の精算見込みとお答えを申し上げましたが、下水道事業会計の本年度の決算見込額、精算見込額として、一般会計からの繰出金が5億1,285万円となったものでございます。

これに対しまして、当初予算では、下水道事業会計への一般会計からの繰出額、当初予算では5億3,685万8,000円としておりましたので、単純にこの差額2,400万7,000円を現状とするところでございますが、これに加えまして、令和3年度の下水道事業会計の決算におきまして、前受金充当による不用額が1億7,987万2,000円となっております。これは、いわゆる余剰金として、令和4年度の繰入額の一部に繰入れるものでございますので、先ほどの2,400万7,000円と加えました、このたびの2億387万9,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○田中委員

これ所管が環境部ではあるんですけど、環境部のほうからそういうものが出てきたので、こことしては、それを繰り出しているだけというふうな理解でいいですか。

○松並建設部次長

環境部が所管する下水道事業会計との調整により額を決定したものでございます。以上でございます。

○田中委員

所管が違うということで、このくらいにしたいと思います。ありがとうございます。

○河村委員

書いちゃるんじゃから、私は何でも聞きます。（笑声）

今の国庫補助なんかが随分減額になっておりますが、これは単に入札減なのか、それとも工事ができなかったという話なのか、ちょっとその中身を教えてもらっていいですか。

○山本道路河川課長

国庫補助等の減額でございますが、国庫補助金関係は、防災安全交付金と、橋梁の関係の道路メンテナンス事業補助金というのがございます。このうち、道路メンテナンス事業補助金につきましては、市は1億2,000万円要望しておるところでございます。この1億2,000万円要望に対し、国の交付決定を受けたのが1億920万円でございます。この差額1,080万円につきましては、入札減で対応できており、予定した工事や橋梁の点検調査等はできております。しかしながら、防災安全交付金を用いた舗装の改修工事でございますが、市の要望事業費3,000万円に対して、交付決定を受けたのは794万2,000円でございます。要望額の約26%というところでございます。

ここにつきましては、事業量の調整を行いまして、予定していた舗装の市道2路線のうち1路線については、本年度での執行を見送っております。

以上でございます。

○河村委員

それは、原因は何かあるんですか。

○山本道路河川課長

これは国の交付決定によるものでございます。要望については、国の方針として橋りょうについては重点的にということで、手厚く補助を頂いております。ただ、舗装の改修工事については、詳細までは確認はしてはおりませんが、あくまで国の方針とい

うことで、橋やトンネル等重要な構造物には重点を置く、そういった考え方によるものだと理解しております。

以上でございます。

○河村委員

令和3年度の決算でも、土木費が全部で16億円だったかな。このところ事業費が極端に低いんですよ。その中で、国庫補助が少なくなるということは、影響がもっと大きい。そうすると、そういった予算確保のために、じゃあ何をやったかというところが今少し抜けているような気がするので、その辺りについては、しっかり対応をしていただきたらと思います。

46ページ、ここでも、結構、今国の減額によりということで、事業費そのものが減っております。ある程度、市内で、そういった業者と言われる人々は、そこで生活しておりますのでね、多いときには60億円以上の事業費があったものが、そういった極端に仕事がなくなれば、市内でそういったことが行えないということで、業種変更とか、よそへ行くというケースも当然出てくるので、その辺りのところもしっかり吟味をしていただいて、仕事の手配というのは頑張っていただけたらなと思います。

道路維持管理、真ん中辺りにあります。手数料とか、それから補助金が減額になっておるんですが、そういったところでも、何か残った仕事の、新しい仕事に振り分けるようなことちゅうのは、できんのですかね。そういうものもない。

○山本道路河川課長

委員が言われた手数料の86万円の減額、法定外公共物の支援事業補助金をどこかに増額、例えば維持管理費の中で増額できないかということだろうと思うんですが、当初予算で、それぞれ事業費を計上しておるわけでございます。概ねの目的は、達成できる見込みでございますことから、ほかのところには増額せずに、今回、実績により減額という対応をしておるところでございます。

以上でございます。

○河村委員

それでは、その下の、先ほど河川水路整備で浅江排水路350万円、もう一つ、河川水路浚渫等工事ということで40万円減ですが、これは工事をできなかったという話だったんですが、5年度にそれをやろうという話なんですか。その工事箇所、そういうのがちょっと頭に入っていないので分からないのですが、説明してもらっていいですか。

○山本道路河川課長

46ページの中ほど、やや下、河川・水路整備事業、河川・水路整備工事の350万円の減額だと思うんですが、これに関しましては、浅江排水路につきまして、ひび割れなどが生じたコンクリート護岸を整備する工事を、財源が有利な起債事業を活用し、実施することとしておりましたが、現地の精査などにより、この工事の内容が一時的な

補修であることから起債の承認が難しいということから、現地の状況を確認した上で、令和4年度での実施を見送っております。

また、この工事につきましては、適切な時期を見ながら、また、現地の状況等を見ながら実施を判断してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○河村委員

それでは一番下段の、虹ヶ丘公園ののり面工事が800万円減ですが、これは何か原因がありましたか。

○松並建設部次長

公園整備工事800万円の減額、こちら先ほども御説明させていただきましたように、虹ヶ丘公園ののり面の防災安全対策に係るものでございまして、国の防災安全交付金を活用しているんですけれども、国の交付金の額が当初予算4,500万円に対しまして、3,816万円と減額になったものでございます。

この額に対応する形で、今年度の工事を発注をいたしました。その後、国を通じて県に要望して、追加の内示をいただきまして、最終的には4,041万7,000円の国の交付金を頂いたところでございます。

以上です。

○河村委員

いわゆる800万円の減額というのは、入札減ですか。

○松並建設部次長

入札減というよりも、国の交付金が少ない決定がありましたので、それに対応する形で工事を実施するというようなことでございます。

以上でございます。

○河村委員

ということは、対応していない工事が残っていて、それはまた次に申し送りしたということ。

○松並建設部次長

今年度予定をしておりました全ての範囲の工事ができませんでしたので、令和5年度の工事で、併せて実施したいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

それは、差額が500万円ぐらいあったから、500万円の工事が次年度に繰り越したとい

う理解でいいですか。

○松並建設部次長

金額で表しますと、おおむねそのようになろうかというところでは。

○河村委員

分かりました。

それでは、48ページ。市営住宅のところでは施設解体工事が大幅に減額になっておりますが、これは入札減ということでしたが、それでいいんですか。

○沖本建設部建設担当次長

施設解体工事につきましては、当初予算が7,150万円で、西ノ浜住宅、東領家住宅、溝呂井住宅、3団地の解体工事の入札を行っておりますが、落札率が大体50%から60%となったことにより不用額が発生したものでございます。

以上でございます。

○河村委員

それから、市営住宅の移転補償費のところでは195万2,000円が5件分ということですが、1件当たり大体引っ越し費用というのは40万円ぐらいなんですか。

○沖本建設部建設担当次長

移転補償金は大体25万円から50万円ぐらいになっております。風呂のない市営住宅へ引っ越し場合は、風呂の設置費を入れて計算しておりますので、少し高くなる場合がございます。

以上です。

○河村委員

分かりました。先ほど本会議で、54ページの光市公共的施設災害復旧事業補助金、91万7,000円で、その赤線、青線についての補助なんですけど、条例というふうに本会議で言われました。条例の中には、赤線、青線に対する補助事業についての告知はなかったんですが、どういう根拠にされているのか教えてもらっていいですか。

○山本道路河川課長

今、ご質問された条例につきましては、法定外公共物の維持管理について定めた条例がございまして、これによりますと、既に御存じとは思いますが、赤線等の法定外公共物の維持管理については、その成り立ちや、主に地元の方が利用される、特に地域に密着した生活道であることを踏まえ、光市法定外公共物管理条例を定め、利用される地元の方に道路の保全なり、維持管理をお願いしているところでございます。

ただ一方で、市のほうでは、公共土木施設や農林水産施設など、市による災害復旧事

業の対象とならない法定外公共物が被災し、家屋に危害が及ぶ場合、その土地や建物の所有者の方などが家屋を保全するため、法定外公共物の災害復旧を行われる場合、光市公共的施設災害復旧事業補助金交付規則に基づき、一定の基準の下、受益を受ける方が行われる災害復旧に対し、経費の一部を補助しようとするものでございます。以上でございます。

#### ○河村委員

光市法定外公共物管理条例によれば、第3条で、「法定外公共物の利用者は、法定外公共物が市民の財産であることを念頭に置き、常に良好な状態で利用できるよう、その保全に努めるものとする。」こう書いてあります。要は、保全についての義務規定を定めておるところで、あなたが最後に言われた光市公共的施設災害復旧事業補助金交付規則の中に定めてあるように、赤線、青線の類いについて修理をする中で、そういった材料費を出すことは保全の中に入っていると思われませんが、工事費について、要は、通常の工事というのは、保全ではできない工事、明らかにコンクリートを使ったり、のり面保護に際して、難しい、素人ではできない工事については保全という言葉を使いません。それを規則の中で、なぜこういうものが定められているのかが、ちょっと私には理解できないんですが。

合併した当初、この規則を採用したという説明を聞いておらんのですが、これはどういふところから出てきたんです、この規則は。この規則について、例えば、顧問弁護士等に適正かどうかという、その問いかけはどうなんですか。

#### ○山本道路河川課長

この規則でございますが、目的としては、異常降雨により被災した公共土木施設がございます。それに隣接した家屋に危害が及ぶ場合、これについて受益者が限られるわけですが、その方が復旧される場合、事業費の一部を補助しようとするということが目的となっております。

維持管理条例に基づく保全の捉え方もあるんでしょうが、機能の保全という広い意味で解釈すれば、被災を受けた場合は、やはり地元の方々に御協力をいただくことになるかと考えております。

以上でございます。

#### ○河村委員

家屋という部分は規則の中に載っていない。要は、自分の家屋が被災する状況にあるかないかという、その話についての交付規則の中には載っていない。赤線や青線が誰のものか、明らかに市のものですよね。そのものを直して、地元、あるいは特定の個人がお金を払って直したと。その公共物を、もしも払下げ等を受けるときにできますか。法定公共物といえども、そこへ、個人のお金が入ったときに、そういったものの払下げができるものかな。

普通は、県のものであれば、市がお金を出して修理するということはできないですね。



国のものであったら、県あるいは市がお金を出してやるということはできませんから、市のものであったら、個人のお金をその中に入れて修理をするということが可能なのか、どうか、そこが疑問なんですけどね。

○山本道路河川課長

ご質問のうち、まず、家屋という言葉が規則の中にないということに関しまして、規則の中には、家屋ではなくて住家、住み家という表現をしておるところでございます。第1条を少し読ませていただきますと、「第1条、この規則は、異常降雨により公共的施設が被災したことに起因して、住家に危害を加えるおそれのあるもの及び危害を加えるものに対する公共的施設の応急工事及び復旧工事を関係者が実施する場合、」と定められております。

そして、公共施設の復旧に対して個人が負担するということですが、公共的施設災害復旧事業は、法定外公共物を利用される地元の方が保全を行う、一定の行為に対して、行為を行う方からの申請を受け、その一部を市が補助するものでありますことから、土地の所有権というものは発生しないというふうに考えております。以上でございます。

○河村委員

ちょっと私の認識違いもあったようでございますが、「住家に被害を加えるおそれのあるもの及び被害を加えたものに対する公共的施設の応急工事及び復旧工事」、私もちょっと勉強をしますが、これが本当に適切であるのかどうかというところは、ちょっと役所のほうでも勉強をしていただいたらなど。法定ということと、こういった、金銭をかけて、要は、専門職でなければできないような工事をすることがイコールかどうかというのが、どうもちょっと私には理解ができませんので、その辺りのところについては、また今度やらさせていただきますと思います。以上で終わります。

○大田委員

今のことについて、もう一遍お聞きしたいのですが、住み家、要するに住宅ですって、それに対する被害が及ばされたかによって、市の助成金ちゅうか補助金が7割だか出るというふうにお聞きしておるのですが、もし、それが住み家、住宅にかからなかったらどんなになるんですか。

○山本道路河川課長

例えば、のり面が崩落した場合、住み家に対して被害が及ぶか及ばないかというところですが、個別の判断もあり、現地を確認しながらということになりますが、危害を加えるおそれのあるものと現地で判断できれば、補助の対象になると考えています。以上でございます。

○大田委員

危害を加えるおそれのあるものとは、どういうことですか。

○山本道路河川課長

危害を加えるおそれですが、例えば崩土等が直接家屋にかからない場合においても、更に崩れるような、そういった危険がある場合は、この恐れる場合に該当するのではないかと考えております。

以上でございます。

○大田委員

要するに、赤線があって、その道しかなくて、住宅と住宅の間が離れちよって、その道しかなくて途中で災害によって崩れたと。そういう場合は、市のほうに材料支給をすとかという話しか出てこないのですが、これが適用されて7割の補助が出るということになると解釈していいですか。

○山本道路河川課長

これは、あくまで家屋に危害を及ぶおそれがあるかないかというところになります。当然、家屋が離れていて、危害を及ぼす恐れがない場合は補助対象にはならないものでございます。

以上でございます。

○大田委員

そねいな場合に、もしその災害が起きた場合は、あなたたち個人でやりなさいよ、部落でやりなさいよということになるわけですか、今の解釈からすると。

○山本道路河川課長

内容については、地元の利用されている方々に御協力をお願いしているところでございます。市では、原材料の支給等の補助制度があります。

以上でございます。

○大田委員

要するに、今の言い方であると、家屋に危害の恐れがある場合以外は、地元住民で材料支給も、それも10万円以下しか出さないよちゅうことですか。その道1本しかなくとも。

○山本道路河川課長

法定外公共物については、そのようなことになろうと考えております。

○大田委員

まあ、市としては、そのような災害が起きても知りませんよという感じでおられると解釈になると思うんですが、まあ、ちょっと今は極端な言い方だろうが、でもそういう感じになりますから。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」